

各位

熊本中央信用金庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫におきまして、下記のとおり不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招いてしまったことにつきまして、役職員一同深く反省しております。

まずは、被害に遭われたお客さまに深くお詫びを申し上げるとともに、日頃から当金庫を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、また当金庫関係者の皆さまにも多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことについて深くお詫び申し上げ、今後の再発防止を徹底してまいります。

記

1. 事件の概要

- (1) 事故者 元職員（男性、渉外担当、20代）
- (2) 発生店舗 水俣支店
- (3) 事件の内容 お客さまからお預かりした定期積金の掛込金や新規契約分を着服し、遊興費等に流用しておりました。定期積金新規契約のお客さまに対しては、お預かりした伝票を事故者が破棄し、定期積金証書をお渡ししておりませんでした。
- (4) 発覚日 令和6年10月16日（水）
- (5) 発覚の経緯 窓口に来店されたお客さまから、「新規契約した定期積金の契約証書を受け取っていない」との申し出があり発覚しました。事故者は当初、新規契約を預かっていないと支店長に回答しておりましたが、後日、支店長から事故者に再度確認したところ着服を認めました。
- (6) 発生期間 令和6年4月～令和6年10月まで
- (7) 事故金額 定期積金ご契約先 4先 400千円（累計事故金額 540千円）

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げ、事故者の親族より全額弁済されております。

3. 関係機関への届け出等

本件につきましては、事件発覚後、速やかに監督官庁へ報告し、法令に基づく届出を行っております。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、令和6年11月11日付で、懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましては、管理・監督責任の所在を明確にした上で、厳正に処分を行っております。

5. 今後の対応

当金庫は、この度の不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止に向け、役職員のコンプライアンス意識の徹底及び内部管理態勢の強化を図ってまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
熊本中央信用金庫 総務部法務課 TEL 096-366-1148
受付時間 午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）